審　議　結　果

審議会等名称
神奈川県統計報告調整審議会

開催日時
平成30年4月20日（金曜日）13時30分から16時

開催場所
かながわ県民センター　12階

出席者【会長・副会長等】
森崎初男【会長】、岡部純一【副会長】、
安達佳子、伊藤匡美、新瀧健一、平湯直子、廣瀬佳恵、三井康正

審議経過

【諮問案件1「公契約条例の可否を含めた検討のための労働者賃金等に係る実態調査」】

（森崎会長）県土整備局事業管理部県土整備経理課が実施を予定しております諮問案件1「公契約条例の可否を含めた検討のための労働者賃金等に係る実態調査」について審議します。それでは、この調査について諮問依頼課から説明をお願いします。

＜県土整備経理課から調査内容を説明＞

（森崎会長）ありがとうございました。ただいま、説明のありました調査内容につきまして、ご意見のある方は発言をお願いします。

（伊藤委員）CD-RWを配るのは若干、前近代的というか、デジタルだけどアナログかなという感じがいたします。例えば、下請がいても、URLでここにアクセスしてくださいという方が、別のコストは発生するかもしれませんが楽かなという感じが若干するのですが。

（県土整備経理課）セキュリティの観点も含めまして、実は課題になっているところですので、持ち帰って検討させていただきます。ありがとうございます。

（岡部副会長）伊藤委員の発言と関係しますが、郵送費を調査対象者である提出事業所に負担してくれというふうになっていますが、それはあまりよくないと思います。おそらく下請けの数が確定してないから煩雑を避けるためにそうなっていると思うのですが、インターネットで提出してもらった方が、ただになりますので、その点でもよいのでは。そうすると別の費用はかかるかもしれませんが、

お願いする立場ですからね。事情はわかりますが、その点でもちょっと検討していただけると。

（県土整備経理課）はい、ありがとうございます。

（新瀧委員）こちら、国が同じ様なことを調査されているような記憶があるのですけども、調べてらっしゃる内容は、それに準じているという理解でよろしいんですか。

（県土整備経理課）そうですね。国は広く浅くやっていらっしゃるのですが、神奈川県に特化した場合は、地域ごとに神奈川県独自の差が出るのかなと。実は、この調査は、平成25年から実施させていただいているのですが、景気の動向が国全部ではなくて意外と地域によって出ているのかなと私は個人的に見ておりまして、神奈川県独自に、要は表題もかなり長いように、最低賃金を守るためというところから、賃金実態調査を行いたいと思いまして。

（新瀧委員）聞かれている項目とかは、基本的に国と変わらないものなのですか。

（県土整備経理課）はい。国の調査を参考にさせていただいています。

（新瀧委員）そうすると回答する側は、特に無理が出ることだというようなことは意識しないでよろしいということですか。

（県土整備経理課）はい。

（新瀧委員）今、諮問案件1の29ページのところの、調査概要の表記ですが、(2)の調査結果概要のアですが、ご説明の趣旨からするとですね、こちらの表記は、「平均賃金が最低賃金を上回っている」という形になっているのですが、集計表を拝見すると、職種別に最低賃金が出ておりますので、「最低賃金が定められた最低賃金を上回っている」というチェックにしないと、調査の趣旨を満たしてないような印象を持ちますので、ご検討いただければと思います。

（県土整備経理課）はい、ありがとうございます。申し訳ございません。

（新瀧委員）諮問案件1の14ページでございますが、14ページの(14)、これは常識で言ったら意味が分からなくてお聞きするのですけども、2行目のところに、「桁ごとに点数が入っているものは、桁を間違えないように」、「数字を記入する欄には、桁ごとに点数」という、「点数」というのはどういう意味なのですか。

（県土整備経理課）おそらく3桁ごとのカンマのこと。すみません、点数ではないですね、失礼いたしました。

（新瀧委員）あともう一つ、これは時間を聞くときに難しいなと自分が思っていることなのですが、こちら時間数を時間、Hourでお書きになっていて、「小数点第2位まで計算して第1位まで入力してく

ださい」という表記になっているのですが、こういう聞き方をすると、例えば30分だったらば0.5と簡単に分かるのですが、おそらく分単位で計算されたものを小数点に変換される人は、100%ではなくて、おそらくこの入力した数字を分析すると、7・8・9がないみたいな感じになると思います。重要なものであるならば、「分」でお聞きした方が、より実態に伴う。つまり、時間を「分」でお聞きして、それを集計段階で時間単位に計算し直した方が、より正確な数字が得られると思います。

（県土整備経理課）ありがとうございます。持ち帰らせていただきたいと思います。

（森崎会長）ほかに、ご意見は。

（三井委員）細かいところなのですけれども、3ページのところなのですが、調査期間が2(1)のところで平成29年と書いているのですが、平成30年ですよね。

（県土整備経理課）失礼しました。

（三井委員）他のところも同じなのですが、2(2)調査対象の最後の行のところ、8月1日（火）となっていますが、これは水曜日ですし、全体的に年月日の表記が1年ずれています。それから3ページの表題のところに、「実施について」と書いてありますが、これは「実施概要」ですよね。我々の資料では「諮問案件－1　実施概要」と書いてありますが、これは実際に配るときには外れてしまいますから、「実施について」の後に「実施概要」と書いておいた方がいいのかなという気がいたします。それから次に、4ページの、「ご協力のお願い」のタイトルの次に、「年月」とか「依頼責任者職名」が書いていないのですが、ほかを見ますと、大体、何課長とか、平成30年何月とか書いてあるので、それは明らかにしておいた方がよろしいのかなと、責任者が誰であるのか明確にするのがよいのかなと思いました。

（県土整備経理課）ありがとうございます。

（三井委員）それから6ページのところも同じ趣旨で、表題の、「（工事）」の後に、「記入要領」というのを付け加えておいた方がよろしいかと思います。

（県土整備経理課）ありがとうございます。

（三井委員）続けて申し訳ないのですが、記入要領の7ページのところで、2の賃金の(1)③の「諸手当のうち、補助的な手当」の後ろのところに、「有給休暇手当」というのが書いてあるのですが、「有給休暇手当」は、2の(1)①の「基本となる賃金」のところで計測しているので、2(1)③には原則入らないのではないかということ。それから、その下の2(2)調査の対象外となる賃金の③「諸手当のうち、不就労時の手当（休業手当等）」のところで、「休業手当は入りません。」と書いてあるのですが、括弧の中にただし書きで、「悪天候等の不可抗力による休業に対する手当は対象となります。」と書いてあります。そうすると、調査票（工事）の記入方法のところの、13ページ、(10)諸手当のうち、補助的な手当(D)の欄のどこかに、今のただし書きの部分が入るのではないかと思われます。し

かし、その記述がないので、記入される方が迷われるかもしれません。「有給休暇手当」については、前のページの12ページの(8)の基本給(A)及び出来高給(B)の欄のところの、「記入する賃金の額」欄の下段に「有給休暇手当」と書いてあります、これに含まれているのです。しかし、ただし書きの特例について、(10)諸手当に含まれるものについての記述がないので、記述を付け加えられた方が丁寧かと思います。

（県土整備経理課）ありがとうございます。

（平湯委員）2点ございます。まず依頼文の4ページですが、上から4行目「研究資料として現状を把握するため」とあるのですが、意味合いとしては「検討用に必要な資料」ということだと思います。文章から考えますと「研究資料として」を外してしまって、「現状を把握するため」でもいいのではと思います。2点目ですが、10ページに、「プルダウン」という言葉が3回出てきます。一番最初はかぎ括弧を付けているのですが、そのあとは括弧をつけていないので、どちらかにした方がよいと思います。

（県土整備経理課）そうさせていただきます。ありがとうございます。

（岡部副会長）まず、1点目としてお聞きしたいのは、公契約条例の調査を実施しているのは神奈川県だけなのか、他の都道府県でも、あるいは自治体でも似たような調査を始めようとしているのか、こういう調査をやっている例というのはあるのですか。

（県土整備経理課）始めようとしているところというのは、もう既に制定している都道府県さん、神奈川県内でも、川崎、相模原、厚木などが既に制定していまして、追いかけながら、その中で、賃金実態調査も合わせてやりなさいという位置づけになっています。

（岡部副会長）ほかの自治体で実態調査みたいなことは、やっているのですか。

（県土整備経理課）すみません、そこは、確認はとれてはおりません。

（岡部副会長）協議会が是非やるべきだって提案があってやっていると。

（県土整備経理課）そうですね。はい。

（岡部副会長）参考にするものは、必ずしもあるかどうかわからないと。

（県土整備経理課）そうですね。公契約条例といっても様々な内容があって、理念的なものとか、最低賃金法を守りなさいというような、色々なパターンもあるらしくて、どれがふさわしいのかなという意味で、実態調査は、条例を制定したものかどうかという判断の一つとしての実態調査、そのために蓄積をしなさいというのが。

（岡部副会長）2点目ですけれども、調査の対象外となる賃金、たとえば時間外賃金とかですけれども、こういうのを外していいのかどうか私はよくわからないのですけれども、全国調査か何かで外しているからここでも外したとか、そういうことですか。

（県土整備経理課）そのように聞いています。

（新瀧委員）ただ思ったのは、割増部分が入ってしまうと、平均でチェックしたい最低レベルのところよりも上の方に行ってしまうので、時間外の割増部分は除いて、コアな部分で調査しましょうという趣旨で、除いているのだというふうに解釈しています。

（岡部副会長）なるほど。最低賃金クリアしているかどうかが見たいのに、割増賃金が入ると、上がったように見えてしまうと。

（新瀧委員）これは言っても仕方がないかもしれないのですが、賃金を調べるという趣旨だから賃金なのですよね。意味はですね、下請け、請負の場合に、実態としては、最低賃金を上回っている実態があるのかもしれないということが言われているのですが、こちらは賃金を調べなさいという勧告に従うものなので、賃金をお調べになっているということなのですよね。

（県土整備経理課）はい。

（岡部副会長）下請けの数、下請け事業所のことというのは、発注事務所は把握していないものなんですか。

（県土整備経理課）工事によって下請け数がかなり変わってきたりしますので。ただ、工事を行う工務という担当の部署があるのですが、それについては業務計画なりを提出をしていただいているので、下請けの業者のデータが、孫請けくらいまで把握はしておるんですが、その中でも協力していただける業者とそうでない業者がいらっしゃるので、直接そこまではちょっと。

（岡部副会長）実際、蓋を開けてみないとどのくらいあるのかよくわからないと。

（県土整備経理課）はい。

（岡部副会長）しかも蓋を開けたら直接返答が返ってくるというわけですね、今回。

（県土整備経理課）はい。

（安達委員）国も調査をされているということですか。

（新瀧委員）同じものかはわからないのですが、最低賃金の調査はしているようだと。

（安達委員）調査票を書く方にしたら、同じような調査を何回もというふうに思われないかと思いましてちょっとお聞きしたのですけども。

（県土整備経理課）その点は、とにかく協力をお願いということですので、強制的なことはしないようにしています。

（岡部副会長）最低賃金を守っているかどうかということももちろんありますけれども、基本的には、公共工事の積算根拠が妥当なものかどうかを、どこかで将来的に条例でチェックしたいというふうに考えられているということでしょうか。

（県土整備経理課）できたら最後のところでどう対応されるのかということはちょっとわからないですが、多分、暦年の流れを最後は見ていくのかなと。工事の関係の積算単価というのは、国からの、国土交通省のシステムを使って、各県独自に設計単価等を設定しているので、その流れとは直接は関係ないかなと。

（新瀧委員）国が出している資料と大きくかけ離れた場合に、なんでなんだろうみたいなことをチェックするための基礎資料として、調査を続けられているのでは。乖離があるのかどうか何か問題が起きたときに、比較するものがなければ、調べてないとわからないということだと思う。

（岡部副会長）競争入札とかをやっていると、事業者はあまりにも低く見積もられてしまうと、いくらわれわれの税金を使うとはいっても、問題が起きてしまう。そういうことをチェックしているのですかね。神奈川は、あまりに低いとか高いとかそういうことを。

（県土整備経理課）今はないようにも見えるのですが、元請けが下請けに出すときに搾取をという話もありますが、最近は逆転現象が起こっているようで、何でなのかは、ちょっとわからないのですが、下請けの方が支払い額が高いというようなものも中にはありますので、どういう実態なのかを。

（岡部副会長）改めて、全体像をつかまなければと。

（県土整備経理課）そうですね。そういう意味で、その年度だけの傾向であるのか、あるいはいろいろ職種も調査させていただくので、流れの中でどんな動きがあるか、全体像を蓄積させていただきたい。

（森崎会長）ほかにご意見はありますでしょうか。今回の調査そのものは決まった調査ですので、調査方法そのものについてはあまり問題ないですようので、委員の皆さんのご意見も出尽くしたようですので、これで終わりにしたいと思います。それでは、諮問依頼課は委員から出された意見を十分考慮し、必要に応じて会長である私に報告いただくことを条件にこの調査を実施することで了承してよろしいでしょうか。

＜一同了承＞

（森崎会長）それでは了承することにいたします。答申につきましては、本日の審議を踏まえたうえで、会長である私に一任ということでよろしいでしょうか。

＜一同了承＞

（森崎会長）ご了承ありがとうございました。

【諮問案件2「受動喫煙に関する県民意識調査」】
【諮問案件3「受動喫煙に関する施設調査」】

（森崎会長）健康医療局保健医療部健康増進課が実施を予定しております諮問案件2「受動喫煙に関する県民意識調査」及び諮問案件3「受動喫煙に関する施設調査」について審議します。諮問案件2と3は関連する事案ですので、一緒に審議するということでよろしいでしょうか。

＜一同了承＞

それでは、ご了承いただきましたので、この調査について諮問依頼課から説明をお願いします。

＜健康増進課から調査内容を説明＞

（森崎会長）ありがとうございました。ただいま、説明のありました調査内容につきまして、ご意見のある方は発言をお願いします。

（伊藤委員）諮問案件2の6ページのF5のところで、選択肢の中に「公共的な場所」とあるのですが、前回も違和感があった。もちろん条例で「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」という名前になっているので仕方がないのかなとは思うのですが、「公共的な場所」という言い方はあまり、きれいな日本語ではないなという感じがするのですけれども、いかがでしょうか。実際、諮問案件3のほうでは「公共的な場所」という言葉は使っていなくて、不特定又は多数の者が利用する室内となっている。ここが日本語としてどうなのかとは前回も引っかかったのですが。

（健康増進課）今も委員からお話がありましたように、「公共的な場所」というのは非常に広い意味を含んでおり、条例の中でこのような言葉を使わせていただいている。条例の取扱いでは、プライベート空間、例えば住居の中などとの区別をするため「公共的な」という言葉を使わせていただいています。ここを逆に、細かく説明すると、基本的に皆さんが入れるところは全て対象になるということもあり、それを一括りに言葉を合わせるのは非常に難しいところはあります。確かに、不特定又は多数の者が利用する場所という括弧書きをさせていただいており、こちらのほうが分かりやすいというお話がございましたけれども、ここは両方を併記させていただくというところで、できるだけ分かりやすい形では記載させていただいている。

（伊藤委員）公共の場所では入らないところがあるのですね。公共的な、と言わないと。

（健康増進課）ただ、我々もそうですが、一般に公共という言葉を使うと、例えばこのような施設であるとか、県庁舎や市庁舎とかを簡単にイメージしてしまうところがある。公共だと言ってしまうと、非常に狭い範囲になり、そう取られてしまう。確かにここは分かりづらいところではあるが、それで「的」という言葉を使わせていただいていることは条例上もございます。ここは、言葉を言い換えると逆に非常に設問が長くなることがありまして、このような形で条例の文言を使わせていただいている。

（三井委員）予算について、経費の概要のところは1つでという意味ですか。それとも2本あわせてですか。

（健康増進課）これは2本合わせて、でございます。

（三井委員）そうすると、この括弧書きのところは、諮問案件2のほうでは、受動喫煙に関する施設調査と書いてありますが、実は県民意識調査及び施設調査という意味合いですね。1と2で項目の括弧の中身を変えてあるので、違う予算かなと思ったものですから。

（健康増進課）一緒でございます。

（新瀧委員）これは長くやられている調査なので、調査票自体はあまり質問する余地がないと考えているのですが、サンプルの5,000という数は、過去に分析とかをされていて、クロス集計とかを見る際に、十分であるかどうか。これを少し多くしたほうがいいとか、あるいは少なくしても分かるのではないかなどの議論はされているのか。

（健康増進課）調査につきましては、例えば私どもは、このアンケートとは別に、施設に直接職員が訪問しまして、例えば条例の実施状況などを把握しています。そういうところですと、逆に直接お話ができるので、こちらの意図が非常に伝わりやすい。こういう調査ですと、例えば私どもの施設ですと特例第2種施設と言って、条例の取組みが努力義務であるところは意図が伝わりづらいということもありまして、確かに、実際、お話を聞いているところと調査で少し数字が離れていることもございますけれども、その辺につきましては、アンケートで直接話ができないということも認識しておりまして、あまり数の問題でその辺の差が出たということは、我々のほうでは考えていません。

（新瀧委員）数は十分である、あるいはしすぎているというような検討は別に特にないということですね。

（健康増進課）できるだけ回答率は上げていきたいという話はもちろんありますが。5,000位では適当なのかと考えています。

（新瀧委員）事業所の業種を拝見すると、さっき言ったように業種によって回収状況が非常に低い、

バーですとか、そういった業種があるのですが、そこはもっと調査対象を増やして数を増やしていこうというような取組みも考え方としてはあると思うのですが、特に検討はされていないのですか。

（健康増進課）実際、風俗営業の対象の施設でよくあるとは思うのですが、バーであるとか、パチンコ店であるとか、例えばそのようなところを実際に、回答率が低いからと増やした場合に、実際に現場等に行っても、そういうところの方に十分ご回答いただける確率が高いかというと、やはりどうしても低いという印象が出てくる。そこを増やすよりも、私共としては、一般の皆様が行く飲食店のようなところを把握したいというのが一番の目的でございますので、あまり低いところをやって、実際にそれが低く出てきて、他の回答に影響を及ぼすことも考えられるので、現状では従来どおりということで考えさせていただいてございます。

（廣瀬委員）依頼文を読ませていただいたのですけれども、サンプル数が5,000で、県民意識調査の有効回収率が約5割というのは、高いのかなと思ったのですが、もっと有効回収率を上げるという意味で言うと、この調査の結果がどんなことにこの2年間活かされてきたとか、こんな取組みを県はしているので、3年ごとにこういう調査をしています、ということが分かるといいのかなと思いました。取組み内容が実施概要あるいは別紙の中であると、さらに意識も高まり、さらに回答率が高まるのかなと思います。私自身も、もし調査票が来たら、どんな風に役立てているのか、どんな取組みをしていただけたかを知りたいと思います。あとは、調査票が、条例とか法の趣旨に則った表現を使っているとは思うのですが、例えば、9ページで、施設を選ぶときに、100㎡位ですと大体、皆さんどれ位の規模かお分かりになるかと思うのですが、ホテルで700㎡の規模を小規模と言われても、何となくイメージがつかないというか、どちらを思い浮かべて書けばいいのかなと迷ってしまうのではないかなという気がします。もう少し、県民のかたに聞くアンケートについては、分かりやすい表現を取っても、条例とか法から少し離れた表現であってもそのほうが有効な回答が得られるのではないでしょうか。

（健康増進課）ありがとうございます。先ほども言ったように、県の取組みについてはまた、概要のような形で入れることもこれから検討しまして。実際、郵送物が、読むものが増えてしまうとまた、どうかという話も出てくるのでこれから検討したい。700㎡につきましても、今、具体的にどのような表現があるのか例が思い浮かばないのですけれども、飲食店とかですと、ファミリーレストランが何㎡になるかなどの例を載せるとかなどの工夫ができると考えましたので、これから検討したい。どうもありがとうございます。

（森崎会長）先ほど委員の皆様からサンプル数について色々ご議論があり、諮問課からは、あまり問題がないとの話がありました。そこで抽出計画というのが非常に重要なのですね。県民意識調査と施設調査の間では抽出計画が違いますね。それがどういう風に違うのか教えていただきたいのですが。

（健康増進課）県民意識調査のほうは20歳以上の方を対象にしまして、市町村毎に人口の構成から按分してサンプル数を抽出しています。施設数のほうは、標本数を施設数の按分で配分してしまいますと、さきほどお話があったように、施設の数の多いところが、サンプル数が多くなってしまいます。そうすると、その他サービス業とか、物品店、物販店、飲食店などの順になりまして、そういったと

ころを中心とした抽出計画となってしまうのですけれども、要領の目的にありますとおり、施設調査のほうは、条例の見直し検討に資する基礎資料になりますので、私共で過去の5回の調査結果の推移なども見ながら、県が条例の普及のために実施している個別訪問の結果などを見ますと、飲食店や娯楽施設などの条例順守率が低いことが判明しています。そういったところも勘案しまして、順守率の低いところや、近年、施設が増加しております、社会福祉施設を重点的に、それらの受動喫煙の状況について、意向を分析したいと考えております。ですので、施設の按分で機械的に配分するという意味ではなく、前回の推移などを見るということもございます。こちらで順守していただきたいようなところ、聞きたいというというところも勘案した結果の参考の設定値となっています。やはり、見込み回収率は100件位で考えておりまして、もしくは、50％以上の見込み回収率を想定して抽出計画を立てています。

（森崎会長）分かりました。意識調査のほうは回収率と標本抽出率の差があまりないので、そういうことをしなくてもいいということでしょうが、今、お話のありました施設調査のほうは回収率が色々まちまちですので、高めるように、特に施設数が少ないところは高めるようにというお話は分かりましたけれども、この決め方が、諮問案件3-11ページ、そもそもなぜ5,000なのかというのが、疑問としてありまして。見込回収率は多分、これは設定されたのは、前回の調査を見てから決めたのではないかと思われますけれどもそうですか。

（健康増進課）大体、前回の傾向を見込んで設定しております。

（森崎会長）私もそう思って見たのですけれども、この11ページと前回の調査報告書の回収率を見ましたら違うのですね。例えば1番の学校関係では見込みが76.9％と書いてありますが、前回の調査では、97.7％となっている。その他も色々ありますが、全部違うので、違うとしたら、見込み回収率はどのようにして決めたのかが気になりましたけども、どうでしょう。

（健康増進課）回収率だけではなくて、100件以上取れるような数字ということで決めています。学校のほうは前回、必ず県として沢山欲しいということがございましたので、標本数としては多めに設定させていただいていると思います。また、前回の調査では2回、督促を行っておりまして、1回目の回収率が低かったので、急きょ2回督促を行ったということもございました。この、今出している見込回収率は、2回行ったこの前回の1回目の、最初の見込回収率で見込んでいます。

（森崎会長）回収率は分かりましたけれども、次は、見込回収数なのですが、この設定の仕方がよく分からないのですが。学校の100というのは今の説明で分かりましたが、後は100、50、50とか非常に恣意的で、何を根拠にこんなきれいな数字を並べたのかなと。結局、ここがきちんとできていないと、抽出計画が崩れて、しかも信頼度が失われてしまうのですね。たとえば、施設が少ない所を高めに、回収率が悪いところを高めにというのは分かりますけれど、例えば1番の学校関係は施設が2,703のところで見込みを100と設定してありますね。それに対して(5)のウのところは同じように、2,990に対して50を設定してありますね。それで、学校のほうが見込み回収率が高いのですよね。だから、それをかけて割り算をして、標本数を130にしてあります。それに対して、神社のほうは、見込回収数は74、でも実際にこれまでの調査では、割合、学校関係の回収率が高いのですね。こういう調査をしま

すと、信頼のおけるところの調査がより回収率が高くなって、信頼のおけないところがより回収率が低くなる。結果がどういうことになるかというと、より見た目が良くなるという傾向がありますね。だから、先ほど諮問課のかたが、これまでの検討で特に問題がないと言われましたけれども、何をもって問題がないと言われているかちょっと分からないんですね。これを見ますと傾向としては、どうやらいい傾向が出る。下のほうの、キャバレーとかホテルとかが回収率が悪く、実際に良くない。そういうところが問題のところなのですけれども、この標本抽出計画を見ますと、私の目から見れば、何やらちょっと偏った形で、結果を見るといい結果で、実際より高めの傾向が出るのではないかと危惧しますね。

（健康増進課）学校等については受動喫煙を受ける対象ということで、子どもとか、体の弱いかたとかを受け入れている施設のご意見をなるべく多く聞きたい。神社については、子どもとかは少ないのではないか、受動喫煙を受けるという機会が少ないのではないかということで、サンプル数としては少ないかもしれないのですけれども。そういった意味で設定しています。

（森崎会長）私ばかり質問してはいけませんけれど、どうも、標本抽出の計画があまりにも恣意的に私の目からは見えるのですね。これで信頼のおける調査ができるのかが危惧されるので、一応コメントしておきます。私だけではなんですから、ほかの委員の皆様からのご意見をお願いします。

（平湯委員）今回、初めて本件に関する調査票を拝見しました。2-7ページの質問ですが、問2に「あなたは受動喫煙の健康への影響について、どのように思いますか。」というのがあり、「思いますか」という設問に対する選択肢ですので、「健康への影響があると思う」「健康への影響があると思わない」というように質問と選択肢の表現の整合性を取ったほうが良いのではと思いました。また、2-11ページの最後に「参考」ということで、「たばこを現在吸っている方にお伺いします」というのがあります。この「現在吸っている方」というのは、おそらく2-6ページのF4の選択肢の2と3に該当する方と思いますので、ここは「F4で2と3を選んだ方」という記述を入れておいた方が回答者も分かりやすいと思います。また、キャラクターを使用し、設問が全員向けなのか、条件に合致する者のみであるかの識別をされていますが、キャラクターのサイズが統一されていない箇所があります。オフィシャルなものですので、再度確認をされた方が良いと思います。

（健康増進課）印刷の関係もあるかと思いますが、マスコットの関係については、もう一度はっきりわかるように作り直したいと思います。それから、先ほどのたばこの喫煙の状況ですね。これは基本的に吸わない方と吸っている方というのは連動すると思いますので、この記載の方は検討できれば考えていきたいと思います。なぜ参考としているかというところなのですが、そもそも、その、お考えをお聞きしますという最後の問いについては、やめたいとか減らしたいとかいう禁煙の質問でございまして、受動喫煙のそもそものところの質問とはやや異なる面がありますので、参考意見として最後に聞きますということで、活かしたような形があります。ただ、ではやめてしまえばいいのではというご意見もあるかと思うのですが、当該質問の結果が、別の対策で卒煙サポートという事業がございまして、こちらの基礎資料として使いたいというところもあり、参考という形で最後になっています。

（森崎会長）では他にご質問は。

（岡部副会長）調査票はあまり変わっていないということですが、それは継続性ということを考えるとたしかに変わってない部分が多いことは良いことかもしれません。ただ、前回、あるいは前々回の調査から新たに加えた方がいい、意識調査に関しては教育についてということが増えていますが、それ以外にも色々ありうるのではないかと思います。新たにここはもっと掘り下げて聞いた方がいいというところがあるのではないか。特に後半の部分の今後の対策について、ここが一番聞きたい、重要なところではないかと思うのですが。それでも、やはり結果的に変わらなかったのは、どういう議論があって結果的にこうなったというのが一つ聞きたいところです。もう一つは、意識調査の問11の質問ですね。施設調査についても、それに対応した同じような質問が、両方にあると思うのですけれど、受動喫煙防止に関する規制の強化と、規制の緩和を、今後どういうことを期待するのかということを聞くところに列挙されていて、規制の強化については、次の質問でその内容についてさらに詳しく聞いているし、規制を緩和したほうがいいという人についてはさらにどういうふうに緩和した方がいいかと具体的に掘り下げて聞いている。ただ、問11の質問の仕方は、1，2，3とあり、その後ろの方にこの選択肢がある。色んな選択肢が沢山あって後ろの方に置かれた選択肢について、それを深く掘り下げて聞くという、なにか少しアンバランスな聞き方をしている感じになっている。場合によっては規制を強化した方がいいのか緩和した方がいいのかということだけの選択肢から選んでもらうというシャープな質問の仕方も一方ではありうると思いますが。ずらっと色々なものがあって、そのなかで3つ選ぶ格好にして、たまたまその3つのなかに規制の強化だとか緩和だとかを選んだ人に対して、詳しく聞くという構成になっている。ここは、このような質問の仕方で本当にいいのかどうか、これが2点目です。もしかすると、前の方に置かれた選択肢を先に選んでしまっているせいか、規制の強化とか、緩和とかを答えている人は、そもそも少なくなっているみたいですね。強化したい人は具体的にどういうことをしたいと思っているのか、緩和したいという人はどういうことをしたいと思っているのか聞こうと思っても、強化とか緩和についての選択肢が後ろの方に来てしまっているから、選ぶ人が元々少なくなっているのでないか。そういうことがあるので、その辺についての考えを伺いたいというのが2点目です。

（健康増進課）まず、設問の検討につきましては、この審議会と同じように、たばこ対策推進検討会というのを立ち上げて、通常、年に2回から3回、有識者の方や一般県民の方等委員の方に検討いただいております。その中でも、今回も事前に質問の内容についてはご意見をうかがう中で、今回学校の関係の設問について聞いていただいた方が良いのではないかということで、設問を出させていただいた経緯がございます。他のところについても意見等が出ているところがあったのですけれども、それにつきましても今回私どもで検討して、設問を2つ増やさせていただいたところです。

（岡部副会長）それ以外の、将来のことについては別にとりたてて掘り下げて聞くような必要は今のところないということですか。

（健康増進課）今回の学校の関係につきましては、たばこの教育につきましては様々なところでやられているのですが、一律に例えば、小学校6年のカリキュラムで必ずやらなければいけないということには教育現場ではなっていないのですね。実際に意識の高いところでは、もう小学校の早い時期に行われたりとかがありまして、実際に、そのような教育を受けていない年代は抜けているようなとこ

ろもあったりします。また、最近ではたばこというよりも薬物とかの方にシフトしているようなところもある中で、実際、教育を受けている人がどのような意識を持っているか、あるいは教育を受けていない人がどのような意識を持っているか、知ることができれば、というような意見の中でこのような設問を作らせていただいたところです。それから問11のお話がございますけれども、ここはちょっと私ども今回も中で議論されていただいたところなのですが、やはりこの県民意識調査、施設調査について、条例を変えるかどうかという認識でアンケートの中で意識されると、そこは我々の方も、もちろん条例の見直し材料にはするものの、そちらがストレートに出るのはあまりよくないのではという意見の中で、この規制の緩和と強化というのをストレートに出してしまうと、条例を変えますか変えませんかという問いになってしまう。やはり神奈川県受動喫煙防止条例というのは、制定したときにもそうですが非常に様々な意見が出た中で定めさせていただいた条例という部分もございますので、そこをストレートに聞くのは、やはり条例を変える、変えないという話になりますので、そのような意図は少しあるところでございます。確かに下の方に持ってくると、実際に上の方で3つ丸をしてしまってというのもあるし、3つというのをいくつでも、という形にしても良いのではないかという話もあったのですけれども。

（岡部副会長）報告書の67ページのところを見ると、そうですね、皆前半のところを選んでしまって。

（健康増進課）順番を変えないために、いくつでも、という話もあったのですが、過去の経緯もあり、3つまでとあるので、今回このままの形でさせていただくということで、諮問させていただいています。そこは事前に議論を今回もさせていただいたところなのですけれども。

（岡部副会長）なるほど、じゃあ受動喫煙防止対策を、どう変えたらいいのかということを聞くのが今回の意図ではなくて、これがどのような形で浸透しているのかということを聞きたかったということですか。

（健康増進課）そうです。条例を変える、変えないという話になってしまうと、もちろんさきほど言いましたように、資料ではありますが、我々の意図とは少し違ってきてしまうので。条例を変える、変えないというのは他のところ、例えばパブリックコメントであるとか、議会の案件の審議になってしまうので、ここでは避けたいというところはあります。

（岡部副会長）そうですね。それについて、回答者が少ないところについてさらに立ち入って聞くという形になっていて、この構造がいいのかどうか今後の検討の余地があるのではないかな。ただどっちにしても今、全国レベルで法案が進んでいるのですよね。

（健康増進課）もちろん、法案が出来れば、現状の法案ですと条例とでっぱりひっこみがある形となるので、法案が出来た段階で、条例の見直しの必要性が出てきます。

（岡部副会長）そのときに調査が大きく変わるということでしょうけれど、今のところちょっとアンバランスな感じがします。意図は分かりました。

（三井委員）すみません、回収率、見込み回収率の件なのですが、会長の話と同じ話になってしまい申し訳ないのですが。実は有効回収率と見込み回収率と比較してみますと、第1種施設(9)百貨店について、前回調査が42.3％の回収だったのですが、見込み回収率を25％としていて、10何ポイント位下げてしまっているのですね。それから同じく大きく変えたところで、第2種施設の(4)その他サービス業を営む店舗は、回収率52％だったところを見込み回収率28％と下げてしまっている。回収率を動かしてしまうというのが、あまり理屈が立ちづらいのではないか。前回の回収率と横並びにするのか、それとも前回回収率に一律の修正率をかけるとか、一定の理屈を立てないと恣意性が強くなるのではないかなと。それから、そもそもの話なのですが、抽出計画について、諮問3の11ページですが、標本数が130とか75とかきれいな数字になっているのですが、神奈川県全体の施設の数の構成とは全然違うものが置かれていて、多分これは、一番最初に調査を設計した時に、何らかの意図をもって、各施設の構成比ではなくて、別のものを置くという条件付けをしておいて、それでサンプルを作ったのだろうと思われるのですが、どういう意図をもってこういう標本設計をしたのかという説明がないので、非常に分かり辛い。そして、調査集計値の数字について、ウェイトが全然違うものについて足し上げて計としている、これは何を言っているのか意味が分からない。ただ、標本設計した初期の数字の構造を維持しています、変化率は見られます、という話であるならば、そういう説明もあろうかと思うのですが、回収率を変えることによって標本構造が変わるために、さらに分かり辛くなっています。それなので、実は意識調査のほうですが、諮問案件2の2ページの報告者の選定方法のところ、「②無作為抽出」と書いてありますけれども、実施要領の方を見ていきますと、ただの無作為抽出ではなくて、2(2)では、住民基本台帳からの層化無作為抽出、要するに、各層というのは、市町村で層を作ってその中については無作為に抽出していますという説明になっています。意識調査の場合は各市町村における抽出率は、全部同じ0.06％で抽出しています。一方で、施設調査の方ですが、これは、諮問案件3の3ページのところでは、事業所母集団データベース等からの層化無作為抽出になっています。施設調査については無作為抽出と言っていますが、各サンプル事業団によって抽出率が全然違うのですね。そうすると、ただ単純に無作為抽出ではなくて、データベースから恣意的に有意でサンプル数を抽出して、有意に抽出した中の業種についてのみ調査客体を無作為で抽出している。だから単純に、事業所母集団データベース等からの層化無作為抽出という説明は不適切ではないかと思われます。本来、標本抽出方法については、報告書のほうを見させていただきましても、4ページのところで、様々な調査データを基にして恣意的に任意の標本を作っている、その中でどの調査客体を選ぶかについて無作為抽出しているという話になると思うので、単純な抽出とか、単純な層化抽出という説明はミスリードをすることになるのでなないかと思います。その辺については、もう少し整理した方がよいと思います。

（健康増進課）ありがとうございます。確かに今言われたような抽出方法をしているということがございますので、実際、今後の表記については見直したいと思います。このような表記がよいのではないかというのは今言えないのですが、見直させていただきます。

（三井委員）抽出率を変えたときに、前回の実績回収率を上げたり下げたりしているわけですよね。どういう基準で抽出したのかの整理、何か説明できるようにしておく必要がありますよね。各集計表の合計等が出ていますけれども、それは何を意味しているのか。そもそも、こういう前提で作ったものだからこういう計になりますよという説明がないと、単純にこの計がこの神奈川県の施設の計なの

かと見る方は思ってしまいますけれども、そうではありませんので。

（森崎会長）抽出計画については非常に技術的な検討になるので、ここで即回答とはいきませんので、次回の時にはきちんと考え直して、検討してください。今、三井委員の言われたことは大変重要なことです、どうもありがとうございました。

（三井委員）前回調査報告書について少しよろしいでしょうか。1つ目は報告書の62ページのカのところ、「屋内の指定された喫煙所で喫煙する人の数」のところで、性別で見るとのさらに下のところに女性20歳代37.9％で最も多かった、一方、男性30歳代では29.5％であったとありますが、これは、65ページのところの男性30歳代のところを見ると29.5％と最も少ないので、意味合いとしてはこの、「男性30歳代が29.5％で最も少なかった」という記述が好ましいのではないか。要するに前段は増えたところを説明し、後段は減ったところを説明しているのですよね。

（健康増進課）それが、少し説明が不足していると。

（三井委員）はい。それから、次に68ページ③「受動喫煙による健康への悪影響についての普及啓発」の3行目のところで、性年齢別にみると男性50歳代では29.5％で最も多かった、一方女性50歳代が29.5％と同じ数字が書いてあるのですが、69ページを見ますと、そこで、女性60歳代62.5％で最も多く、男性50歳代29.5％で最も少なかったという記述だと思います。

（健康増進課）そうです。これは間違いです。失礼いたしました、チェック漏れです。

（三井委員）前後します。58ページ、イ「禁煙や分煙の表示を見かける回数」の第2パラグラフ、「一方、女性30歳代では50.8％で」は60ページを見ますと、男性30歳代が最小なので、「一方、男性30歳代では50.8％で最も少なかった」への修正です。それから102ページの1(1)の第2パラグラフのところで、前回調査と比較すると知らなかったは0.2ポイント増加となっていますが、これは下の表を見ると、4.0から4.8で、0.8ポイント増加ですよね。

（健康増進課）ここは、非常に多くの職員でチェックをしているのですが、申し訳ありません。

（三井委員）次は130ページ。一番下、単に順番の入れ違いだけなのですが、下から5行目のところで動物園と遊園地100％が最も多く、官公庁等が99.0％、銀行等が99.1％で順番が逆。それから142ページ。ここちょっと難しいところなのですが、①「施設内「禁煙」を実施している」施設につきまして、第1種施設と第2種施設の合計が49.7％、その次、特例第2種施設が16.2％となっているのですが、これは270ページの統計表を見ますと、特例第2種施設の数字については15.8％。実はこれは次のページ、143ページに表が出ているのですが、再集計の結果という表があり、そこの、下から3行目に特例2のところに、16.2%という数字が入っているのですが、後ろの統計表をみると、270ページで、この数字は15.8％なのです。

（健康増進課）こちらは再集計の方ですよね。271ページ。

（三井委員）271ページは再集計なのですが、実はここは、270ページの上から2番目の表頭、その他の対策で（無回答含む）とありますね。次の271ページは無回答とその他の対策を分けてあるのです。その結果、271ページの16.2％というのは、無回答を分けたときの数字なのです。ですが、143ページの上を見ていただきますと、無回答を含むと書いてあるのです。これを見ていきますと、実は、その前のホテル施設等89ヶ所番、95ヶ所、特例第2種施設の回答については、271ページの表が貼り込まれています。

（健康増進課）凡例が、無回答を含むとありますが、含まないが正しいです。

（三井委員）そうすると、この中の表がずれているということですね。こちらの凡例自体が間違っていると。

（健康増進課）中の表は、このとおりの無回答を含まない再集計の結果なのですが。

（三井委員）そうすると、ここの表は、全部無回答を含まないということか。

（健康増進課）143ページの表は、再集計後の結果です。

（三井委員）271ページが入っている表ということですね。

（健康増進課）凡例が間違っています。

（三井委員）それから147ページ。第2パラグラフの施設別のホテル宿泊施設が25.8％になっているのですが、これを149ページで見ると、25.9％、同じく261ページのところの、ホテルなどの第2施設25.9％と出ていますので。アの5行目ですね。

（健康増進課）25.9％が正しいです。

（三井委員）なるほど。あと、たとえば29ページのところで、問3の標本のところで、居住地別の数字がありますけれども、たとえば横浜(904)と書いてありますけれども、統計表216ページ、これ地域別でみると横浜208、この下のところの表と、グラフの表がずれていまして、それに応じてここの率も少し動いてくるのです。割り算をしているので。

（健康増進課）これはよく確認してみます。

（三井委員）エクセルでグラフを作って貼り込んだのかと思ったのですが、表を作った後、貼り込む過程で表が変わっているみたいです。地区別の表と全体の表が2、3合わないのですよ、ずれたりするのです。多分、無回答を含む、含まないで、その差分でずれたのかなと思われるのですが、必ずしもそうは言い切れない。

（健康増進課）精査してみます。ご指摘ありがとうございます。

（森崎会長）三井委員はよく読んでいただいた。関心を持っている方はよく読まれます。三井委員の言ったことはそれだけのことではない。この報告書を読みますと、結論から申し上げますと、この報告書は非常に雑な報告書になっています。一つ示しましょう。この報告書は、概要と詳細という二本立てになっています。その一つとして、14ページ、概要のところで問1で受動喫煙が、減少となったとありますね、よろしいですか。それに対する詳細を見てみましょう。詳細は23ページにあります。今度は県民意識調査の詳細の項ですが、最初の数行はどうですか。さきほど、14ページに見たものをそのままコピー&ペーストしてあります。気が付きましたか。そして、その下に詳細ということで概要と同じものを置いてありますけれども、詳細というところを見ますと、ただ横の表を単純に見たままのことを書いてあります。これがこの報告書のやり方なのですね。他は全てそうなっております。それから、その次にクロス表を見ていただけますか。243ページのクロス表。これは私が前回の報告書にはクロス表が調査依頼にあるにもかかわらず前回の委託業者は、それを一切無視しておりました、それを前回指摘しましたら、今回はクロス表が載っています。しかしよく見てください、243ページ。このクロス表意味ありますか。全部対角線上に100が並びまして、後は全部0なのです。まったく意味ないことをクロス表として書いてきています。隣も。全然クロス表ではありません。以下同様。245ページ、246ページ。また0が並んでいる。このように、この業者は、クロス表を非常にないがしろにしていて、ただ、クロスをしましたということのアリバイ作りをしているようにしか私には見えません。それからもう一つ大事なことは、廣瀬委員も指摘されましたように、関心がある人は良く見ています。クロスは、男と女ではこれに関しどういう意識の差があるか、施設では、学校とキャバレーでは意識の差があるかをクロス表で見てきますが、この調査報告書では、ただクロス表は資料としてのみ掲げているだけで、コメントが一つもありません。ということは、諮問課も、これに関して関心がないと思われても仕方がありません。私はこの受動喫煙の調査を非常に重要な関心を持って見ています。なぜかといいますと、神奈川県は受動喫煙防止法に関しては先進的な県で、他県に先駆けてやっています。ですから私の想像では、他の県がこれからどんどん追随してきたときに必ず神奈川県が先進県ですので、神奈川県にやり方を真似したいと思って訪問されたり、資料をくださいと言われると思います。こういう資料をお渡しますと、もう、言わずもがなでしょうね。だから、これは非常に注意をしていただきたいと思います。期待しているが故に、苦言を呈しております。よろしくお願いします。

（健康増進課）ありがとうございます。

（三井委員）すみません、報告書の18ページ。確認なのですけれど、問1の第2パラグラフの0.2ポイントを0.8ポイントに直してください。

（健康増進課）はい。

（森崎会長）他にご意見は。今日はちょっときつい言い方をしてしまい、申し訳ありませんでしたが、期待している故のこと理解していただきたいと思います。今後の調査依頼を期待していますので、よ

ろしくお願いします。

（健康増進課）どうもありがとうございました。

（森崎会長）あ、ちょっと、気になることがありまして、もう1点、入札ということですけれども、この調査依頼委託業者は前回と今回で違いますか。

（健康増進課）指名競争入札ではないので、同じ業者になる可能性も否定できない。2社、3社に絞ってということではない。

（森崎会長）前回と今回は同じか分からないか。

（健康増進課）今は分かりません。

（森崎会長）何かやり方を見ると、同じ業者ではないかと。

（健康増進課）前回の業者と今回は別々です。次は入札で、どこの業者になるかは分かりません。我々の方で選べません。

（森崎会長）私が類推出来ることは、違う業者になった場合、業者は、前回の報告書を見せてくれと言ってくると思う。それを見てまたやっているのですよね。新しい業者が、前回の報告書を見て、このやり方でいいのかとやっている可能性が大である。だから、依頼課は、しっかりその辺りを依頼しないと、前回のとおりになってしまう。

（健康増進課）肝に銘じたいと思います。

（森崎会長）よろしくお願いします。ほかに、ご質問、ご意見はありませんか。ないようでしたら、諮問依頼課は委員から出された意見を十分考慮し、必要に応じて会長である私に報告いただくことを条件にこの調査を実施することで了承してよろしいでしょうか。

＜一同了承＞

（森崎会長）それでは了承することにいたします。答申につきましては、本日の審議を踏まえたうえで、会長である私に一任ということでよろしいでしょうか。

＜一同了承＞

（森崎会長）ご了承ありがとうございました。それでは、本日の審議会は終了いたします。

会議資料

統計センターで閲覧できます。